

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 27 年 12 月 24 日(木)午後 1 時 30 分～
場 所 坂井市役所 第 2 別館 2 階 大会議室

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告

4 議 案

議案第 25 号 坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について

議案第 26 号 受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について

議案第 27 号 就学指定校の変更許可について

5 協議事項

- (1) 坂井市就学育英資金貸付要綱の一部改正について
- (2) 坂井市教育振興基本計画の改訂について

6 その他

- (1) 行事予定(1 月分)について
- (2) その他

定例教育委員会

會議錄

定例教育委員会會議録

平成27年12月24日

平成27年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成27年12月24日(木) 午後1時30分より3時10分まで
場 所：坂井市役所 第2別館 大会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録（概要）の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第25号 坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について
 - 議案第26号 受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について
 - 議案第27号 就学指定校の変更許可について
- 5 協議事項
 - (1) 坂井市奨学育英資金貸付要綱の一部改正について
 - (2) 坂井市教育振興基本計画の改訂について
- 6 その 他
 - (1) 行事予定（1月分）について
 - (2) その他

【出席者】

教育委員	三宅小百合委員長、若松静榮職務代理者、喜多正之委員 牧田靖夫委員、川元利夫教育長
教育部	岡部教育部長、滝呑次長（教育総務課長）、武曾次長（生涯学習 スポーツ課長）、前川次長（図書館長）、林教育審議監
学校教育課	西課長補佐
国体推進課	長谷川課長
文化課	五十嵐課長
事務局書記	島田課長補佐、井尻課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第14条第3項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 11月定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 例年になく暖かい12月を迎えており、教育委員の皆様のお蔭で平成27年も無事に終わろうとしている。12月22日は小中学校の2学期の終業式を無事に終えることができた。12月議会は17日に終了した。18名の議員が一般質問を行った。教育委員会に関係したものと紹介する。渡辺竜彦議員は市の小中学校の消防設備について、小中学生の暴力行為やいじめの状況について、南川直人議員は教育振興基本計画における幼児教育の推進について、ふるさと学習について、上坂健司議員は歴史・文化・芸術のまちづくり、みくに龍翔館のリニューアル化について、伝統芸能をどう守っていくかについて、小原慶之議員はみくに市民センターの文化ホールの利活用について、川端精治議員は特別学級に対する教育施策やICTを活用した特別支援教育について、佐藤寛治議員は3月で閉校する春江工業高校の跡地利用として県の教育研究所が移転することは決定しているが、その他に地方創生、地方分権として国の教育施設の誘致について、学校の長寿命化について、畠野麻美子議員は来年度から坂井市で始まる幼保一元化における幼稚園教育の確保と充実について等であった。平成27年を顧みると、平成23年度から5ヶ年計画で進めてきた小中学校の耐震補強工事、大規模改修工事が平成27年度で全て終了する予定で順調に進んでいる。国体関係では、丸岡スポーツランドの人工芝、天然芝のコート、管理棟の整備が終了した。高校女子バレーボール競技会場となる丸岡体育館の改修が始まった。三国体育館については来年度に改修を行う予定である。丸岡城の国宝化に向けての活動が活発になり、国宝化推進室も設置し、検討化委員会も立ち上がり、資料の収集や調査研究を進めているところである。先日は、有馬家の家臣である馬場家からなぎなた等5点の貴重な財産を坂井市に寄附していただいた。このことも新聞等で報道されたことで寄附につながったものと思うので、これを契機に情報等が集まってくればと思う。喜多委員には委員として検討委員会に携わっていただいており、今後ともよろしくお願ひしたい。

委員長 これらについて質問等はあるか。

- 喜多委員 南川議員が質問されたふるさと学習についての答弁は、どういったものであったのか。
- 教育長 ふるさと学習をするにあたり、教員に地域の文化歴史を知ってもらうことが重要であるから、積極的に地域に出掛け地域の歴史文化に精通してほしいとお願いしているという内容であった。また、総務教育常任委員会の中では、社会科の副読本を紹介したところ、議員の皆様から高い評価を得た。
- 牧田委員 小中学校の耐震工事は終了となるようであるが、大石小学校南校舎については、何もしないのか。
- 滝呑次長 耐震補強工事については平成27年度で完了するが、今回の工事の対象とならなかった学校については、長寿命化工事を行う予定である。現在、来年度予算の時期であるが、市長、財政課とも協議を行い、2、3年後から本格的に工事を行う予定である。
- 教育長 昭和56年以降に建てられたものについては何もしていないが、30年以上経過しているので長寿命化での対応となる。
- 委員長 最近の子どもは洋式トイレに慣れていて、和式トイレには対応できないことがあるが、坂井市内の全ての小学校には洋式トイレがあるのか。
- 滝呑次長 全ての小学校に洋式トイレがあります。
- 委員長 春江西小学校へ訪問した際、旧校舎には洋式トイレがなかったので気になっていた。
- 滝呑次長 市長は、トイレ整備を行うようにと言っているので、洋式化、乾式化を取り組んでいる。大石小学校、春江西小学校の耐震工事を行わなかった校舎については、長寿命化工事について来年度に設計、再来年度から順次施工する予定である。
- 喜多委員 小原議員のみくに市民センターに関する質問があったが、文化ホールのイメージはどのようなものか。坂井市にはハートピアやみくに文化未来館にホールがあるが、どのような形にするのか。
- 教育部長 みくに市民センターについては、三国総合支所の建て替えにあわせ、みくに文化未来館の機能を市民センターに入れることになり、ホールを市民センターの中に設置することとなる。将来的には、現在の三国コミュニティセンターの機能をみくに文化未来館に移す予定である。あわせて、

えちぜん鉄道三国駅前の整備を予定している。ホールについては、現在、実施しているようなことはできるような機能を持たせたものを計画している。

教育長 新しい施設を作るのではなく、今ある施設を統廃合していく予定である。市民センターに支所機能と現在の社会福祉センターにある100名を超える会議ができる大会議室と600名程度のホールをあわせて整備する計画である。みくに文化未来館の音響、照明設備等が古くなり修繕には8,000万円程度必要となるので、市民センターの中に整備することとしたものである。みくに文化未来館は大規模改修を行い、三国コミュニティセンターとする予定である。現在の三国コミュニティセンターは解体し、えちぜん鉄道の駅舎と駐車場、公園を整備する計画である。

喜多委員 みくに文化未来館と似ている施設を作っても、いかがかと思う。

教育部長 みくに文化未来館のホールは350名収容である。

委員長 他にないようなので、議案の審議に入る。

委員長 「議案第25号 坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について」であるが、事務局からの説明をお願いする。

滝呑次長 (議案内容の説明)
引用する法律の名称が変わったことによる条例施工規則の一部改正である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

(質疑なし)

委員長 その他、ご意見等がなければ、「議案第25号 坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり承認するということでおろしいか。

(異議なし)

- 委員長 「議案第 25 号 坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり承認する。
- 委員長 「議案第 26 号 受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について」であるが、事務局からの説明をお願いする。
- 武曾次長 (議案内容の説明)
スポーツ施設の使用料改正に伴う規則の一部改正である。減免基準について基準を統一して改定するものである。
- 文化課長 (議案内容の説明)
文化施設の使用料改正に伴う規則の一部改正である。減免基準について明確に規定し改定するものである。
- 委員長 これについて何かご質問等はあるか。
- 喜多委員 別表であるが、施設によって違いがある。ほとんど、教育委員会が公益上必要であると認めた場合といった表現であるが、例えば 31 ページの指定管理者が公益上必要であると認めた場合という指定管理者が認めることができるという表現となっている。また、市長はという表現をしているものもある。施設により表現が違うのか。指定管理者が対応できる施設と教育委員会が対応する施設の違いは、どういう理由であるのか。
- 武曾次長 指定管理者が実施する事業とは、例えば坂井市体育協会であれば古城マラソンや市民スポーツ祭である。本来、市が実施する事業を指定管理者に委託している。そういう事業については、施設の指定管理者が自主事業で利用する場合や指定管理者が交易上特に必要と認めた場合に該当するものと考える。
- 喜多委員 丸岡スポーツランドは、教育委員会管轄ではないのか。
- 武曾次長 スポーツ施設については管轄は生涯学習スポーツ課であるが、管理は指定管理者である坂井市体育協会である。スポーツ施設はほとんどそういうである。
- 喜多委員 他の指定管理者にお願いしている施設もあると思うが。アクアスポーツや文化財団も指定管理者である。柔軟に対応できる施設と、教育委員会が対応する施設があるよう見える。丸岡城の場合は市長がとなっている。同じ教育委員会管轄の施設であるのに、指定管理者が判断

できるものと教育委員会が判断するものがある違いはどうしてか。

- 文化課長 指定管理者に管理を委託している場合は、市長と指定管理者の立場が同等となる。指定管理者が実施する自主事業については、指定管理者の裁量の中で実施するものである。みくに龍翔館については、指定管理者はいないので市長がとなっている。手紙の館については、施設管理は管理公社であるが運営については丸岡文化財団に委託している。手紙の館については、文化財団が事業を実施する場合には、教育委員会へ届けることとなっている。管理公社が丸岡城で事業を行うことがあれば、減免については管理公社の裁量の中で行うこととなる。
- 喜多委員 パターンがいくつかあり、よくわからない部分もある。
- 教育長 市長がとあるのは42ページだけであるが、私もなぜ市長となっているのかと思った。
- 文化課長 今までが市長となっていたため、そのままとなっている。
- 喜多委員 スポーツランドだけ柔軟に対応できるのかと思った。
- 武曾次長 ②で指定管理者と謳っているのに、⑤で再度、指定管理者と謳っている。
- 教育部長 再度、きちんと整理して、来月の教育委員会に上程することとする。
- 教育長 受益者負担金の一覧表はないのか。
- 武曾次長 前回の教育委員会の協議事項の資料で配布している。
- 委員長 この件については、再度、整理して協議することによろしいか。
- 滝谷次長 再度、次回の定例教育委員会の議案とさせていただきたい。
- 委員長 「議案第26号 受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について」は、来月の教育委員会で再度、協議するものとする。
- 委員長 「議案第27号 就学指定校の変更許可について」であるが、事務局からの説明をお願いする。
- 学校教育課長補佐 (議案内容の説明)
新規案件4件である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

(質疑なし)

委員長 その他、ご意見等がなければ、「議案第 27 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認するということでよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 27 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、1月 21 日（木）午後 2 時からに決定。

【平成 27 年 12 月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成 27 年 12 月 24 日（1 日間）に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第 25 号	坂井市教育委員会の坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について	H27. 12. 24	原案承認
議案第 26 号	受益者負担金の適正化に伴う規則の一部改正について		継続審議
議案第 27 号	就学指定校の変更許可について	H27. 12. 24	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成 28 年 1 月 21 日

教育委員長

三宅 小百合

職務代理者

若松 鶴榮

委 員

喜多 正之

委 員

牧田 靖夫

教 育 長

川元 利夫

會議錄調製職員

島田 順子

井尻 三千代